○坂出市移動支援給付事業実施要綱

平成18年10月１日要綱第30号

〔注〕平成21年７月から改正経過を注記した。

改正

平成19年４月１日要綱

平成20年７月１日要綱

平成21年７月７日要綱第12号

平成22年６月24日要綱第38号

平成23年３月10日要綱第36号

平成25年４月１日要綱第66号

坂出市移動支援給付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，坂出市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年坂出市規則第44号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき，屋外での移動が困難な障害児・者および難病患者等（以下「障害者等」という。）に対しての外出のための支援（以下「移動支援」という。）について必要な事項を定めるとともに，当該支援に要する費用の一部を給付することにより，地域における自立生活および社会参加を促進することを目的とする。

（事業の内容）

第２条　この事業は，社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出（通勤，通学，営業活動等の経済活動に係る外出，通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除き，原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動支援に要する費用の一部を給付するものとする。ただし，給付にかかる移動支援については個別支援型（個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援）とする。

（指定移動支援事業者の指定）

第３条　指定移動支援事業者（以下「事業者」という。）の指定を受けようとする者は，指定移動支援事業者指定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　事業者は，次の各号のいずれかに該当しなければならない。この場合において，事業者は，該当する旨を証する書面を提出しなければならない。

(１)　香川県から指定居宅事業者の指定（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援）を受けていること。

(２)　その他移動支援や事業運営を適切に行うことができると市長が認める社会福祉法人等であること。

３　事業者がサービス提供時に車両を使用する場合は，道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「道運法」という。）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業または道運法第78条第２項に規定する自家用有償旅客運送の許可または登録を受けていること。

４　市長は，第１項に規定する申請書が提出されたときは，申請内容を審査のうえ，指定の可否を決定し，指定移動支援事業者指定決定通知書（様式第２号）または指定移動支援事業者指定却下通知書（様式第３号）により事業者に通知する。

５　事業者は，申請内容に変更があったときは，指定移動支援事業者指定内容変更届（様式第４号）により届け出なければならない。

６　市長は，前項の規定による変更届を受けたときは，指定移動支援事業者指定内容変更決定通知書（様式第５号）により事業者に通知し，指定内容を変更するものとする。

７　事業者は，事業を廃止し，または休止しようとするときは，指定移動支援事業者指定廃止・休止届（様式第６号）により10日以内に届け出なければならない。

（指定移動支援事業者の指定の取消し）

第４条　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合においては，当該事業者に係る前条の指定を取り消すことができる。

(１)　移動支援給付費の請求に関し不正があったとき。

(２)　適切な事業運営を行うことが困難と認めるとき。

(３)　事業者が不正の手段または虚偽の申請により前条に規定する指定を受けたとき。

(４)　事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第３項に該当するに至ったとき。

(５)　その他市長が必要と認めるとき。

２　市長は，前項の規定により指定の取消しを行ったときは，当該事業者に対し，指定移動支援事業者指定取消通知書（様式第７号）により通知する。

（対象者）

第５条　坂出市移動支援給付事業（以下「事業」という。）の対象者は，市内に住所を有し，次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(１)　屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児・者。ただし，同行援護の対象者を除く。

(２)　屋外での移動に著しい制限のある全身性障害児・者，肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号の一級に該当する者であって両上肢および両下肢の機能の障害を有するものまたはこれに準ずる者。ただし，重度訪問介護，行動援護および重度障害者等包括支援の対象者を除く。

(３)　屋外での移動に著しい制限のある知的障害児・者。ただし，行動援護の対象者を除く。

(４)　漠然とした不安がある，妄想がある等の理由により公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難な精神障害児・者。ただし，行動援護の対象者を除く。

(５)　屋外での移動に著しい制限のある難病患者等。ただし，重度訪問介護，行動援護および重度障害者等包括支援の対象者を除く。

２　前項の規定にかかわらず，介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する介護給付およびその他の法令等に規定するサービス（以下「その他サービス」という。）を受けることができるときは，その他サービスを優先するものとする。ただし，その他サービスの支給限度額を超える場合は，この限りでない。

３　他市町から住所地特例等により，市内のグループホーム，ケアホームおよび福祉ホームに入居している者は，対象者としない。

（基準額）

第６条　事業に要する基準額は，別表１のとおりとする。

（利用の申請）

第７条　利用の申請については，規則第20条の定めるところによる。

（利用の決定等）

第８条　利用の決定等については，規則第21条の定めるところによる。

２　サービスの有効期限は，支給決定日から１年を経過する日の属する月の月末とする。ただし，支給決定日が月の初日の場合は，支給決定日から１年を経過する日とする。

（利用方法）

第９条　移動支援については，利用者と事業者との契約によるものとする。

２　前項の規定に基づき利用者と契約した事業者は，市長に対し，地域生活支援事業契約内容（記載事項）報告書（様式第８号）を提出するものとする。

（費用）

第10条　給付の額は，第６条に定める基準額により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

２　市長は，前項に規定する額を利用者に代わり，事業者に支払うものとする。

３　利用者は，第６条に定める基準額により算定した費用の額から当該額の100分の90を差し引いた額を事業者へ支払うものとする。ただし，同一の月において利用者の該当する別表２に規定する所得区分の上限額を超えた費用の額（移動支援給付事業，日中一時支援給付事業および地域活動支援センターⅡ型の合算による。）については，市長が当該利用者に代わり事業者に支払うものとする。

４　前２項の規定による支払があったときは，利用者に対し給付事業の支給があったものとみなす。

５　事業に要する経費以外の実費相当額は，別途利用者が支払うものとする。

（変更の届出）

第11条　変更の届出については，規則第22条の定めるところによる。

（変更の決定）

第12条　変更の決定については，規則第23条の定めるところによる。

（決定の取消し）

第13条　決定の取消しについては，規則第24条の定めるところによる。

（請求等）

第14条　事業者は，障害種別ごとに地域生活支援（給付）事業請求書（様式第９号），地域生活支援（給付）事業費明細書（様式第10号），移動支援サービス提供実績記録票（様式第11号）を給付事業の提供があった翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

（支払等）

第15条　市長は，請求があった翌月末までに事業者に支払うものとする。

２　市長は，事業の適正な運営を図るため，事業者に対し，必要に応じて調査を行うことが出来るものとする。

（秘密の保持）

第16条　事業者および職員は，事業の実施に当たり，坂出市個人情報保護条例（平成17年坂出市条例第１号）の定めるところにより，個人情報の取り扱いには細心の注意を払うとともに，知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。また，その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成18年10月１日から施行する。

付　則（平成19年４月１日要綱）

（施行期日）

１　この要綱は，平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表２の規定にかかわらず，施行の日から平成19年６月30日までの間，同表の規定中「16万円」とあるのは「10万円」と読み替えるものとする。

付　則（平成20年７月１日要綱）

この要綱は，平成20年７月１日から施行する。

付　則（平成21年７月７日要綱第12号）

この要綱は，平成21年７月７日から施行し，平成21年７月１日から適用する。

付　則（平成22年６月24日要綱第38号）

この要綱は，平成22年６月24日から施行し，改正後の坂出市移動支援給付事業実施要綱の規定は，平成22年４月１日から適用する。

付　則（平成23年３月10日要綱第36号）

この要綱は，平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成25年４月１日要綱第66号）

この要綱は，平成25年４月１日から施行する。

別表１（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 基準額 | |
| 30分まで | 1,500円 |
| １時間まで | 3,000円 |
| 以降30分ごと（５時間まで） | 1,000円 |
| 以降30分ごと（５時間を超え８時間まで） | 700円 |
| 最大８時間まで | |

別表２（第10条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所得区分 | 世帯の収入要件 | 上限額 |
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | ０円 |
| 低所得 | 市民税非課税世帯（18歳以上の障害者の場合，本人および配偶者のみを指す。） | ０円 |
| 一般 | 障害者の世帯（障害者本人および配偶者のみを指す。以下同じ。）の市民税所得割の合計額が16万円未満 | 9,300円 |
| 障害者の世帯の市民税所得割の合計額が16万円以上 | 37,200円 |
| 障害児の世帯の市民税所得割の合計額が28万円未満 | 4,600円 |
| 障害児の世帯の市民税所得割の合計額が28万円以上 | 37,200円 |

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第３条関係）

様式第３号（第３条関係）

様式第４号（第３条関係）

様式第５号（第３条関係）

様式第６号（第３条関係）

様式第７号（第４条関係）

様式第８号（第９条関係）

様式第９号（第14条関係）

様式第10号（第14条関係）

様式第11号（第14条関係）